

## ○浦添市在宅介護手当支給要綱

平成18年3月31日

告示第24号の2

改正 令和3年5月31日告示第100号

(目的)

第1条 この告示は、ねたきりの重度障害者を介護する者（以下「介護者」という。）に対し、在宅介護手当（以下「介護手当」という。）を支給し激励することにより、ねたきりの重度障害者及びその家族の福祉向上並びに経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ねたきりの重度障害者（以下「障害者」という。）とは、市内に住所を有し、かつ、居住している満20歳以上で満64歳以下の在宅者であって、別表第1に定めるものをいう。
- (2) 介護者とは、障害者と同居し、その者の日常生活を介護する者又はこれに準ずる者として特に市長が認めるものをいう。

(支給対象者)

第3条 この告示により介護手当の支給を受けることができる者は、障害者を介護しているその介護者とする。ただし、障害者の1人につき介護者が2人以上いるときは、主たる介護者に支給するものとする。

(支給額)

第4条 介護手当の額は、月額5,000円とする。

(支給期間等)

第5条 介護手当の支給は、申請を受理した日の属する月の翌月から開始し、介護すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

- 2 介護手当の支給時期は、3月及び9月とし、それぞれの月までの分を口座振込により支給するものとする。

(支給制限)

第6条 障害者が、死亡し、市外転出し、又は病院等に入院し、若しくは社会福祉施設等に入所した場合は、介護手当は支給しないものとする。ただし、病院等に継続する3か月以内の入院の場合は、その限りでない。

- 2 第3条に規定する支給対象者が属する世帯の最多所得者の前年の所得（1月から

6月までに申請する者については前々年の所得。以下同じ。)が1,000万円以上の場合は、介護手当は支給しないものとする。

(支給申請)

第7条 介護手当を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浦添市在宅介護手当受給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 預金通帳の写し
- (3) 前年の所得が判断できる所得証明書
- (4) 6か月以上のねたきり状態にあることを判断できる医師の診断書

(受給資格の認定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、又は必要と認めるときは、障害者の状況を実態調査した上、支給の可否を決定し、申請者に対し浦添市在宅介護手当支給決定通知書(様式第2号)又は浦添市在宅介護手当支給却下(廃止)通知書(様式第3号)により、支給の可否を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により介護手当の支給を決定したときは、浦添市在宅介護手当支給台帳(様式第4号)に登録するものとする。

(届出の義務)

第9条 支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく浦添市在宅介護手当支給変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 第6条に該当したとき。
- (2) 受給者が氏名、住所等を変更したとき。
- (3) 障害者が氏名、住所等を変更したとき。

(状況調査)

第10条 市長は、毎年7月1日をもって、受給者に対して介護手当の受給資格の有無について報告を求め、又は調査することができる。

(介護手当の返還)

第11条 市長は、偽りその他の不正の手段により介護手当の支給を受けた者がいるときは、既に支給した介護手当の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、介護手当の支給に関し必要な事項は、市長が

別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日告示第100号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

身体上又は精神上の障害のため、6か月以上継続して常時ねたきりの状態にあつて、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級又は2級に該当する者及び沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年告示第462号）第2条の規定により療育手帳の交付を受け、A1又はA2に該当する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 自力で食事を摂取できないため、常時介護者の介護のもとに食事をしている者
- (2) 自力で入浴できないため、常時介護者の介護のもとに入浴をしている者
- (3) 歩行が困難であり、排泄に他の介護が必要である者
- (4) 常時おむつを使用している者
- (5) 介護がなければ、着脱衣ができない者
- (6) その他、市長が特に必要と認める者